

輸入公表三の7の(8)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について ③⑦

輸入注意事項6第2号 (6.3.1)

- 改正①輸入注意事項7第58号 (7.9.29) ②輸入注意事項11第10号 (11.2.17)
③輸入注意事項12第146号 (12.12.26) ④輸入注意事項13第27号 (13.5.31)
⑤輸入注意事項14第18号 (14.3.29) ⑥輸入注意事項15第8号 (15.2.3)
⑦輸入注意事項17第50号 (17.7.25)

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。③

記

1 受付期日 ④

- (1) はく製及び加工品
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時30分まで

- (2) (1)以外のもの (生死の別は問わない。)
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時30分まで

2 提出書類

- (1) 別紙様式による確認申請書……………2通
(2) 当該貨物の輸入に係る契約書の写し……………1通
(3) 輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、当該貨物を輸出する国又は地域の発行した輸出許可書又は再輸出証明書等の写し……………2通

3 提出先 ③④

- (1) はく製及び加工品 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(野生動物植物貿易審査班)
(2) (1)以外のもの (生死の別は問わない) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 (野生動物植物貿易班)

4 電子情報処理組織を使用して行う手続き ⑤⑥

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号)に規定する電子情報処理組織を使用して、確認の手続きを行う場合にあつては、平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」及び平成12年4月3日付け輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の規定を準用するものとする。

なお、この場合においては、以下の事項に注意すること。

- (1) 申請者の届出

平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号「特定手続等

に係る申請者の届出について」の規定に基づき、申請者の届出を行っておくこと。

- (2) 申請の受付期日
1の規定に関わらず、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 品目コード
申請様式に入力すべき品目コードは、「WC18」とする。
- (4) 提出資料
2の規定による書類を指定電子計算機に記録又は提出すること。((1)の申請書を除く)。

(別紙様式) ②③

輸入公表三の7の(8)に基づく
輸入に関する確認申請書 ⑦

経済産業大臣 殿

申請者名 _____
 記名押印又は署名 _____
 住 所 _____
 申請年月日 _____

輸入公表三の7の(8)及び輸入注意事項6第2号に基づき以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。

貨物の詳細	(和名)	(輸入数量)
	(学名)	
輸出者名 及び住所		
輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びピンヌコード) (原産国)		

上記の輸入について確認する。輸入申告をする際には本確認書を税関に提示し確認を受け、輸入通関後1ヶ月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、確認担当課あて返送すること。

なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

※確認番号
※確認年月日

※経済産業大臣の記名押印

資格
記名押印

(裏面)

※税関確認欄

(許可又は承認年月日及び押印)

輸入状況報告

船積日	到着日	BL番号等	輸入数量
輸入貨物が動物の場合で、通関するまでに死亡したものがいる場合には、原因について記してください。			

- (注)(1) 本申請書の大きさはA列4判縦長とすること。
- (2) 「原産国」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。
- (3) 「ソース」欄には、輸出許可書等に記載されたソースを記載すること。
- (4) ※印のある欄には記入しないこと。

